

2023年7月21日

各 位

西武緑化管理株式会社

建設業法に基づく監督処分について

西武緑化管理株式会社(本社:埼玉県所沢市、代表取締役:植田 共一)では、施工管理技士をはじめとする資格取得時における実務経験不備について、2021年3月12日に公表いたしましたが、本件に関し、本日、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。当社においては、2021年3月12日に公表した再発防止策の徹底に取り組んでまいりましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き信頼回復に努めてまいります。

記

処分の概要

【建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令】

①停止の対象となる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県における造園工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

②期 間 2023年8月5日から2023年8月19日までの15日間

③理 由 建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

以上